

令和元年度第3回茅ヶ崎市成年後見制度利用促進研究会会議録

確認・検討事項	(1) 本市の中核機関設置に関する検討状況及びその課題点について
開催日	令和元年12月12日(木) 18:30~20:00
会場	茅ヶ崎市役所 分庁舎5階 D会議室
出席者氏名	構成員 内嶋順一 構成員 尾上美子 構成員 小野田潤 構成員 三谷智百合 構成員 仁木淳 構成員 柴田勝一 構成員 横山洋一 構成員 桑智仁 構成員 大木教久 (関係機関) 茅ヶ崎市社会福祉協議会 茅ヶ崎市高齢福祉介護課、障害福祉課
会議資料	資料1 茅ヶ崎市中核機関の5つの機能検討結果 資料2 ご意見シート
会議の公開・非公開	公開
非公開の理由	—
傍聴者数	2人

情報提供等

○福祉政策課長より、市民後見人修了認定会議があり、3名が合格した。第2期も無事修了認定が終わったと報告があった。

○市民課より、「茅ヶ崎市印鑑条例の一部改正について(案)」について説明があった。

○市民課長 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が28年5月に施行されたということで、一律的に差別的にならないように権利を制限する文言のところを削除することが進められ、それに伴った印鑑条例の改正となっている。担当から説明する。

○市民課 このたび、成年被後見人に係る部分において市民課で取り扱っている印鑑登録証明事務について整備することを目的に、茅ヶ崎市印鑑条例の改正について、現在、議案を上程している。現時点では案という形での情報提供になるが、皆様に情報共有、周知させていただくとともに、本日、意見交換等をさせていただきたく、研究会の場をお借りした。資料に沿って説明する。

「茅ヶ崎市印鑑条例の一部改正について(案)」

1、改正の目的、経緯

「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づき、成年被後見人等であることを理由に不当に差

別されないよう欠格条項を設けている各制度について、制度ごとに必要な能力の有無を判断する規定を適正化するとともに、所要の手續規定を整備する成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が施行された。これに伴い、国において、印鑑登録証明事務処理要領が令和元年12月14日から一部改正されることとなり、本市においても茅ヶ崎市印鑑条例を一部改正することとした。

具体の改正内容について、2、改正内容をご覧いただきたい。

茅ヶ崎市印鑑条例第2条で規定している登録資格について、改正前、「成年被後見人は、印鑑の登録を受けることができない」としていたものを、改正後、「意思能力を有しない者は、印鑑の登録を受けることができない」と改正し、同じく茅ヶ崎市印鑑条例第13条で規定している印鑑登録の抹消について、改正前、「後見開始の審判を受けたとき」と規定していたものを、改正後、「意思能力を有しない者となったとき」と改正することとした。詳細は、裏面の参考、茅ヶ崎市印鑑条例新旧対照表のとおりとなる。

続いて、3、手續のイメージについて、印鑑登録及び印鑑登録の廃止申請について、まず、印鑑登録申請者が後見人と来庁していただく。次に、申請者本人が印鑑登録申請書もしくは印鑑登録廃止申請書を提出。審査をし、印鑑登録もしくは印鑑登録廃止、完了となる。

職権抹消については、まず、後見開始。これにより意思能力を有しない者となったと判断し、職権により印鑑登録を抹消し、印鑑登録者へ抹消通知書を送付。ここまでは今までと同様の手續となり、改正後は、抹消通知書の送付に加え、再度、印鑑の登録を受けるための手續についてを同封するようになる。

以上が、茅ヶ崎市印鑑条例の一部改正についての具体的なイメージ、改正内容となっている。

○市民課長 内容については説明したとおりであるが、一律的に「成年被後見人」という言葉を用いないというところで、国から示されたのは「意思能力を有しない者」という文言になり、これは非常に悩ましいところで、一体市はどうやってそれを判断するのかという議論になり、県と国の考え方では、客観的判断はなかなか難しいと。その判断については国から示されていない。市としては、他市とも相談しながら、私たちが客観的に判断できる材料は、後見開始の通知書をもって市が把握したときということになるかと思う。そのため、今回の文言を変えたというところは一步、差別的な部分の削除にはなるが、実務上はあまり変わらない部分がある。ただ、この文言を使うということで、非常にわかりにくい部分も出てこようかと思っている。

後見人の立場の皆様におかれては、自分が後見している方が被後見人になったということで、従前どおり印鑑登録は抹消されるということが重要になってくると認識している。そのため、ここにお示しているところでは、今登録している方が急な病気や事故等を含めて被後見人になってしまったときは、従前どおり抹消する。

そして、登録と廃止については、通常、判断意思能力がないということが被後見人になれる方の状況であると思うが、全く意思がないのかということについては、決めつけることができないという判断の中で、後見人とともに申請書をお出しいただければ、それは意思能力があったとみなすということで、受理して差し支えないという判断に今はなっているので、新規に登録される方は、ほぼほぼ件数はないのではないかと考えている。

それでは、本人の意思で廃止をしようということは、意思能力が示される方はよいが、それができないときはどうすればいいのか。後見人が申し出ることによって抹消できないかということが議論されたところであるが、国からは、廃止の申請は、後見人からだけでは受けられないが、申請があった時点で、我々がそういう状況にその登録者になったということがわかるので、職権で我々が抹消する。職権で抹消すると、必ず本人には「職権で抹消した。不服がある場合は90日以内に申立てをしてください」という文言をつけて通知するため、そこで本人の判断がされて、意思能力があるということであれば、再度、

登録をしていただく。

この抹消の手続により、その方が何かしらの不利益を生じる契約等々に巻き込まれることを防ぐことはできるのかと。今までどおりのところになるのではと判断している。

ただ、今回、欠格事項の部分が、採用試験といった条件について示されたところ、印鑑登録の部分で被後見人の表示がなくなったので、今後、周知を図っていかなければならないと認識しており、今後、国の技術的助言を踏まえながら啓発もしていきたいと思っている。その中で、皆様から何か意見をいただければ共有したいので、よろしく願います。

○条 行政書士が許認可の専門なので、警察署や都道府県からは、今まで登記されていないことの証明書の添付はほとんど皆そうであるが、それにかわって誓約書に切り替わるはずなので、必要であれば、県なら建設関係課のページなどに、登記されていないことの証明書にかわる誓約書がある。要は、意思能力を有しているという誓約書を出すという形に切り替わるはずなので、それも参考にさせていただきたいと思う。風俗営業や古物営業は全部警察の範囲であるため。ただ、昨日の時点で全く様式が出ていない。一応情報提供としてお伝えしておく。

○福祉政策課 これは、自治体によっては12月議会、3月議会のところもあるのか。

○市民課 神奈川県内で12月議会にお話しできたのが茅ヶ崎市と他3自治体のみである。他の自治体の課長たちともお話ししたが、国の技術的助言が出ないところで悩ましいのと、議会の議案の締め切りに今回の国の通知が全く間に合わなかったこともあり、そのような時間差ができています。

○茅ヶ崎市社会福祉協議会 保佐や補助、後見の類型で意思能力がある、ないというものではないということでしょうか。

○市民課 そのとおりで、あくまでも後見人を立てられた方を対象にということである。意思能力というと、範囲が広がってくる解釈になってくるが、ここについては、被後見人と限定している。

○内嶋 私も職権抹消がどうなるのかが一番気になったところであるが、後見が出るということは、意思能力を喪失したとみなされる、いわゆるみなし規定だということ。ただ、救済措置を残しておくということで、本人保護と権利擁護のバランスをとったいいものと思っている。

○福祉政策課長 非常に新しい情報であるので、皆様も他の方にもお伝えいただくように、市としても、これから周知啓発していくということであるので、これについて皆さんにお知らせいただければと思う。

各議題に対する意見

○議題(1) 本市の中核機関設置に関する検討状況及びその課題点について（資料1-1～1-2）

○福祉政策課 中核機関の検討は、体制の確たるところまでたどり着いていない。中核機関設置に向けて、課題や提案、意見をいただきたいが、テーマは、今時点で既にできるところに重きを置いてお話をいただきたい。中核機関がスタートしていく方向で、先にできることがあれば動きたいと思う。もちろん中核機関ができてからということの意見も承りたいが、そういった視点で意見をいただければと思う。そのため、できる、できないなど、現実的なことも皆さんの意見をいただきたい。

また、皆様の現場の視点で、これが困っているから、どうにかならないかというお話もいただければと思う。

事前に送った意見シートの中の広報機能のところ、ここでは1番にネットワーク勉強会を出していただいたが、これ以外のところも含めていかがか。

勉強会のところ言えば、今後どうやって参加者を広げていくか。テーマが広がっていくところもあれば、参加メンバーが増えて、構成員をそのときによって変えていくということもあるかと思っています。

る。先に勉強会の提案をいただければと思う。

○**仁木** 社会福祉士部会として包括支援センターで毎回出させていただいた。今回、勉強会という形になってというところと言うと、だいたひ内容を絞られてきたところはあるが、逆に絞られ過ぎて、理解というところまで進んでいないところもある。勉強会を組織化して、年1回はみんなの集まりとし、それ以外は分科会の形で組織的にやっていった方がいい。それぞれの事案も、障害や高齢最近で言うと複合的な事案もあるので、その辺りも分散してやれるといいので提案をさせていただきたい。

○**福祉政策課** このお話はまさに中核機関が完成する前からでも始められると思う。現場を持っていない福祉政策が企画することに限界を感じている。その先を、例えば、障害の分野の扱いたい内容を出していただいて、その内容で来たい人という集まり方もよいかと思う。

三谷さんからは、精神障害の方の相談を受けることが多くなっているの、保健所や病院の医療ソーシャルワーカー、精神保健福祉士に入ってもらえたらという意見をいただいている。そうすると、必ずしも全員が毎度参加ではなく、集まりたいときに参加すればよく、場合によっては、ここのメンバーではなく、後見制度には関係していないが、現場で関わっている相談員やケースワーカーも参加できる可能性があるといいのではと思っている。

○**三谷** このところ、精神障害の方の関わりも増えている中、相談に乗る中でも非常に難しい。そういうのは勉強会で上げて、そこに关わる人が集まればよい。今まで病院関係があまり参加していないので、そこが抜けていたかなと思う。病院関係の方に成年後見センターのパンフレットが配りきれていないこともあり、抜けている部分なのかと思ひ、そういう機関にも入っていただきたい。

○**柴田** 障害関係の内容について、相談支援のところが後見人の相談を受けることもあるが、実態的に、現場でよく発見されるケースであるので、どこまで広がりをとるところであるが、障害系の法人からも何か勉強の機会があれば、そういうところで学べるのかと。特に入所施設では、後見人が必須だということもあるの、そういうところの周知もしたほうがいい。また、後見人の話をする、高齢の家族は、そういうのに向かないので、そういうところの周知課題があるのではと思う。

○**福祉政策課** 難しい関係機関との連携を練習する案もある。病院から早く退院するように、手続や次の体制をつくっておくよという話が出たときに、どうやってケース会をしていくかという内容などになる。

○**内嶋** 勉強会と中核機関の機能のリンクは、よく考えると難しい。中核機関となると、成年後見制度を絡めなければいけないが、私が前から思っているのは、1つは、地域権利擁護が促進機能の中にはある。そのことを考えると、後見制度に持っていくというのは結果論であって、地域で孤立して社会性を失って放置されている市民を、茅ヶ崎市としてはこうやって包んであげて、社会にまた引き上げていくという機能を持たせるべきだと思う。それは、まさにチーム支援につながる。そのチーム支援を意識的に初期の段階から行っていくという啓発活動を行うのは1つあったほうがいい。

もう1つは、中核機関の存在を、勉強会を通して宣伝する。勉強会に参加することにより、こんなことを茅ヶ崎市は始めた、ここに行けば成年後見に絡むことは全部ワンストップでやってくれるということがパンフレットを見ることが、座学研修会を受けるよりも、実になる。広報として使うという2つの機能を持たせるのがいいのかなと。

精神障害を1つのテーマとすると、医療は必ず引っかかってくる。今は地域移行というのが精神医療の場合には必ず目標として出てくるので、地域移行の支援者も呼んだほうがいい、という発想が生まれる。そういう仕掛けを中核機関でつくって、今回はそういった人たちを中心にやりましょう。興味がある人はもちろん集まってやるということでもいいと思う。そこには高齢は出てこないが、そういう取り組みもあっていいし、やっているということをも市民や支援者に向かって、広報する。やっていること自体を広

報するということも広報になるので、そういう使い方をするのが今のところはいいと思う。

チーム支援のテクニックを学ぶのが最終目標かと思うが、しばらくの間は、その真似事程度でもいいのかなど。これが3年、5年続いたとなってくれば、物足りなくなってくるので、そうなったら、福祉の専門の皆様は研修などでやると思うが、そういう深めのことをやっていくのもいいだろうと思う。あくまでも中核機関がこんなことをやっているというのを見せ、支援者をどうやって中核機関とつなげるかという1つのツールにしたらいいのではないか。

○**福祉政策課長** 支援者という意味では、本市でも、地域での見守り支え合いは行っている。今回、尾上先生に成年後見制度の講演会をしていただくが、おかげさまで100人ぐらい集まって、市民の関心が高くなっている。加えて参加者は、地域住民でもあるので、後見制度のことを知っていただいて、興味がある方に、自分の家族について支援をしなければならぬ方もいれば、遠い将来か近い将来、自分がそうなった時のための準備として行かれる方が、様々いると思うので、そういう方が地域の支援者になるような構図をつくりたい。内嶋先生が周知のところでお話いただいたように、興味がある方には来て学習していただくというような、気軽に吸収できる場がこれから必要なのかと。そこには今申し上げたような可能性が秘められていると、話を聞いて感じたので、試行しながらということにはなると思うが、中核機関の機能として周知について、今、提案いただいたところも仕組みとして取り入れられたらいいかと思ったところである。

○**内嶋** 私の知っている限りでは、勉強会を啓発に使うというのはあまりない。一部の自治体では、そういうのをやっているが、先に勉強会を始めて、後から中核機関がついてくるという感じになっている。茅ヶ崎市の場合は、逆に中核機関をつくっておいて、勉強会を啓発活動に使うというので、ユニークなやり方だと思う。

○**福祉政策課長** 制度につなぐこと自体、支援者の理解が不足しているという実態もあるので、事例を踏まえて、自分の関わる困っている人がこういう制度につながるというイメージを持ってもらうことも必要かなと思う。

○**内嶋** 参加者にそこに有益性を感じると、ある一定の参加者は常連さんということで、引き込めるので、そうすると大成功である。

○**福祉政策課** ほかに、広報機能のところ、勉強会以外の切り口はいかがか。

○**内嶋** 他市は、広報、相談と順番に下ろし、できるところから同じようにやっている。相談に関しては、パンフレットを刷新した。既存のパンフレットは、どうしてもガチガチに制度のことを正確に伝えると。家裁のしおりとあまり変わらないような内容で、そこで当事者団体から出たのは、これではわからない。特に、当事者がある程度分かって、自分のこととして気づけるようにした方がいいのではないかということで、内容を平易にしたり、イラストを入れたりして、先日もその会議があったが、イラストの統一感を持たず、パッと見てわかるようにするなど、相当意見が入ったが、パンフレット自体、意思決定支援という部分で、本人の意思を支援する制度ということを前面に出してつくったので、パンフレット一つではあるが、中核機関をつくっていくに当たっては、すごくいい資料の使い方ができる。最高裁でも、後見人の意思決定支援に対する心構えのマニュアルをつくって下ろすことになってくる。だから、そういったことも先取りをしてやっていくことが、広報の段階では重要だと思う。

○**小野田** 中核機関の実施することなど、国の研修会があり、広報のパンフレットや説明のものでも、講師の方が出してきたのは、対象によって組み替えができるような感じで、パワーポイントで作ってあったので、知的障害の方だったらこれぐらいのこののを、組み替えでその人に合ったような、理解しやすいようなものをつくる形であった。我々がつくると、カチツとしたもので予算的につくったりするが、そういうものではなくて、それぞれのところで使いやすいものをパソコン上で提示していてもいいの

かもしれない。

あと、研修等を様々行うところでは、市民の方に知ってもらい、気づきを持つことを期待しての内容と思うと、実際に相談を受ける者に対しての研修は違うところがある。結果として後見制度が必要になるといって、相談者がある程度アセスメントもできるようにしていくところと、その中で判断能力が難しくて後見的な支援が必要だということの部分では、つなげられる能力を一つの手法として持てることとよい。各相談機関の人たちが持てれば理想的だということの中で、それを例えば新任で、包括や、相談支援事業所に入った人は、できるだけ初期で後見制度の研修を受けなくてはならないという感じが、地域で相談機関に携わる者がそういうもので受けるなど、市のケースワーカーもそうかもしれないが、そういったところが出てくるといいのではというところがある。組織的にというお話もあったと思うが、茅ヶ崎の中で系統的にできればいいが、各相談機関が予算を持って研修を企画し、似たようなことをやるよりは、ここの階層部分ではここの予算でやっつけようというのを、お互いの課題も含めて調整してやっつけると、一番効率的にできるのではないかと話もした。

○**仁木** 入り口としては、終活や、人生会議で書く中で、「後見」が出てくるという作り方のほうがよいかと。エンディングノートは、小出地区では自治会で7～8回やっている。終活や、遺品整理的な生前整理をやれば、結構な人数が来る。人生の最終段階の中での一つの後見制度というところであると、私たちも住民に広報しやすい。

○**尾上** 高齢福祉介護課でエンディングノートの講演会を、市役所と、各公民館を回って、私が信託と相続の話で回った。各公民館を回ると、生前の財産管理で成年後見の話を出すという形ですが、市役所は遠くて行けないとのこと。公民館でやってほしいと言われている。遺言のエンディングノートは終わったので、共催ではないが、後見の話をする時間を20分ぐらい入れるという方法で後見の紹介もしながらという形で、縦割りではなくて、せっかくやっているものを利用しながらできるのではないかと考えた。

都市政策課が来ていたので、5分ぐらい空き家の話をしたこともあった。10分、20分もらえれば、後見のさわりだけでもできるのではないかと。

○**福祉政策課長** 講演会のときにはエンディングノートを配れるように準備していこうと思っている。

○**尾上** 皆さんそっちのほうも興味がある。自分が認知症になるという認識でいないので。

○**福祉政策課長** 空き家講演会には、逆にこちらの講演会のチラシを置いている。

○**福祉政策課** 周知はしやすいと思う。そうすると、利用者が増えていく。今、既に後見人は足りていない。前回のお話にもあったとおりである。前回の話のところ言えば、1期の市民後見人をなるべく増やしていき、そちらで対応できるところはそちらにつないでいくということと、後見人の負担感が減るように、チーム支援でどうにかできるところはやっていくしかないという2つだったと思う。ただ、急激に変わるわけではなく、今ですら苦しいと三谷さんからもお話を伺っている。何かいい案はあるか。

○**内嶋** 後見を増やすと、どこも大変で、これから最高裁のほうで意思決定支援のガイドラインや報酬の改定も下りてきて、いずれは横浜家裁も進むはずである。そうなると、どうしても使わなければいけない人に絞り込んでいくというほうが、当面の対応としては仕方がない。あとは法人後見である。

○**福祉政策課長** 濃淡のつけ方ということだと、仁木さんや三谷さんのところで、濃淡をどう判断するかということがあるかと思うが、基本、今はどのようにやっているか。

○**三谷** 私たちは、親族で問題ないと思われる方で後見制度が必要という方については、なるべく親族になってほしいという形で上申書を書いてもらう支援はしているので、必ずしも専門職がというわけではない。しかし、専門職の方が必要な方はここのところ増えており、なかなか候補者が見つからないという壁にぶつかっている。

- 仁木** 私の方は入り口なので、成年後見を積極的にということは全然してなくて、家族信託や金融機関でどこまでできるのという話も含めて話をするが、成年後見につなげたことはそんなにはない。
- 柴田** 私のところは親族が多い。お父さんが亡くなられて、相続で、親族では後見人を入れなければダメということで仕方なしになったというお母さんが結構いる。本人にとってどっちがいいのかを考えるべきじゃないかという相談が最近増えてきていて、ぎりぎりまで自分たちで見えてきて、相続の段階になったら後見人になってくださいと銀行から言われたなど、そういうところがついてきているかなと思う。
- 家族の方が心配されるのは、後見人で士業の先生方になったときにお金が発生してしまうから、家族や兄弟に引き継がなければいけないのというところがあり、将来的に本人に残すお金がなくなってしまうことだったりする。決してそういうものではないとは言いつつも、そういう心配もひとしおにある。
- 内嶋** 今ちょうど、親族後見人がつけるのだったら、それにこしたことはないだろう。中核機関ができたところには家裁が親族後見人の相談を市に振ることを考えている。それは明確にビジョンとして出している。先行して中核機関をつくっているところは、中規模都市でもそんなに多くはない。親族後見人からの相談は難易度が高い。我々専門職でも詰まるようなものが来るので、無理がなければ親族です。ところが、親族の方は、幾らレクチャーしても、我々専門職とは決定的に対応力の差があるのでどうしても誰かに引き継がなければいけない。それで、例えば、柴田さんのところに行ったりする。柴田さんも困る。それを中核機関が受け皿をきちんとつくる。場合によっては我々を駆使して、知恵を出してもらおうというのもしなければいけないと思う。
- 勉強会ではケースをやったほうがいい。実際のケースを取り上げて、多分知らない人は、これが成年後見に使えると思わないが、我々が見ると、これは後見を使わざるを得ない、大木先生に診断書してもらわなければという話の事案を持ってこさせて、そこで気づかせる。仕込みをしておく。それが一番いいと思う。幾ら座学で一般論を述べてもびんとこないなので、それを繰り返すことである。繰り返すと、現場に戻って伝えてくれる。
- 仁木** 認知症の初期集中の会議で出てきた事例を使うのはどうか。
- 内嶋** あれが一番いい事例で、使いたいものがある。
- 仁木** あれを勉強会でケアマネを含めてできるような。
- 内嶋** 高齢系のほうはあれで良いのではないか。あとは障害系をどうするか。障害系はそちらから出してもらおう。あまり考え過ぎないほうがいい。走りながら考えたほうがいい。
- 福祉政策課** 今年度、色々なケースがあったが、増えていけば、関係機関も一緒にやっているのでもいいのかなと思うが、そこがどう広げられるか。三谷さん、既存の連携先以外のところと何か連携が始められる良い例はあるか。
- 三谷** 最近、生活保護関係の相談が多く、生活保護にならなかったが、認知症だったなどの相談が続々と来ていて、私たちも生活保護の勉強をしないとわからないときもある。
- 福祉政策課長** 実践で互いを知る機会が出てくると、連携感がわいてくるかもしれない。件数が多いので大変だと思うが。
- 福祉政策課** 次に、チーム支援が求められているが、現状のチーム支援での課題やあるべき姿等、ご意見いただきたい。後見人が選任された場合、早い段階で、本人を支えている支援者、関係機関が集まり、情報共有や今後の方向性などを話し合っていけたらよい。本人が話し合いに入れるならば、本人に入ってもらおう。ケース対応で言えば、普通と言えば普通であるが、それが後見、権利擁護関係でもそういうのは普通としていければよい。そのパターンはあったが、決して数は多くはないので、増えればよい。
- 三谷** それが増えればよいと思っている。こういう段階で支えているというのを、専門職の後見人が決まったら、それをある程度、示してあげられたらいい。そういう状況があれば、関係機関がバックにあ

るから大丈夫ですよと示されるものがあるので良いと思っている。

- 内嶋** チームすらできていない事案も多く、本人の状況が野ざらしになっている。そこからどうチームをつくるかというのが課題として多い。後見人を入れるというのは、後見人が協力すればいいので、茅ヶ崎だったら、チームができていて後見人が決まったら、中核機関から連絡がいくというようにやればよいが、問題はその前である。その前にチームができていないと、例えば、初期集中だったら、初期集中に上がってこないところをどう見つけ出すかというのが、中核機関の使い方でも大事かもしれない。
- 福祉政策課長** そのような意味では、福祉政策課は、民生委員・児童委員の所管課でもあるので、包括的相談支援というか、チームで困り事を抱えている人たちをつなげていこうというのは徐々に始まっている。民生委員発の掘り起こしも出てきていて、民生委員は何が不満かというところ、そこがしっかり受け止められていないところ、そこが不満になっている。地域の中で困り事があるにもかかわらず、解決しない事象が続くことについてストレスを感じる、そこは流れがいいようにしていく必要性もあるのかなど。その流れがいいと、実例で色々提携して、つなぎ先が分かると、掘り起こしについては、地域の方々にお願いできる道筋ができてくるのではないかと考えている。実際にそれでつながっている件数も多く、包括支援センターや福祉相談室とも顔の見える関係ができつつあるところがある。
- 福祉政策課** 民生委員は地域に顔を出されている高齢者には強いが、高齢者側でないところ、地域に顔が出ていない人は、どうやって拾うかが課題である。
- 福祉政策課長** この人ちょっと困ったねというところを近隣で拾っていくなど、ちょっと気になると情報提供してもらうということは下地にはあるのかと思う。
- 尾上** 金融機関から情報がくると思うが、特に何度も来ている人がいたらつないでくださいなど、そういう話はされているのか、自発的に金融機関から来るのか。
- 仁木** 小出地区におけるこの点に関しては、金融機関は2つしかない。支店長さんと知り合い、挨拶、関係づくりをしている。
- 内嶋** 金融機関は、原則、本人にしか出せない。私の見ている例でも、せいぜい広げて親族である。何回も行っている人は、本人に自覚がないことが多いので、親族に知らせることすら、ぎりぎりなところがある。拾った親族がチャンネルにつなげられるかどうかというのが、金融機関にはある。

私が実際に相談を受けたケースは、「金融機関から来ているがどうしたらいいか」と。それでは、後見に持っていきましょうという形になったが、それはたまたま課の担当者が、弁護士会でそういう相談をしていることを知っていたから来たが、それを知らなければ、ただ困ったで終わる。
- 尾上** この間も郵便局で、通帳発行がもう5回目ですよと窓口で言われていた。しかし、そこで終わってしまう。また私がついた件でもだまされて下ろしている方もいる。金融機関が「そのお金を払う必要はないですよ」とたまたま言ってくれているから、それ以上の被害はないだけの場合も多い。
- 内嶋** 間違いなく壁になるのは個人情報なので、23条の例外実態が使えるかどうか。おそらく、明らかに認知症だということが外見上わかるのであれば例外規定は使えるが、窓口の方にそれを見てと言うのは辛いものがあり、私の事例では、そこは明らかに第三者というよりも、親族に知らせたり、本人に知らせて、本人がまたなくしたと言って、相談所に飛び込んだ。そこで、自分で全部個人情報を話しているので、相談所から私に連絡が来て、常時見守りしましょうということはやっている。そこは難しいところがある。
- 尾上** 本人に近くのところ、相談に行ってみたらどうですかと促すのは。
- 内嶋** それは問題ない。やるとしたらそういうやり方である。中にはそれに乗ってくれる人もいるので、例えば、包括に行きたいと言ったら、「来た」という感じになるといい。
- 福祉政策課長** 個別に顔出しをさせていただいて、試行的にやってみるといったところから初めて、パッ

ページができれば、ほかにもお伝えするというやり方もできる。

○**内嶋** 金融機関の担当者に話を聞いたことがあるが、困っている。ただ、それも相談所が受け止めてくれなければどうしようもないので、相談所はいつでも待っていますよというスタンスでいてくれるといいのではないか。小さい金融機関はエリアが決まっているので、遠方から来ることはないの、そのエリアに入っている、包括につないだり、地域支援だと、小さな枠組みでやるのだったら、すごくいい取り組みだと思う。

○**福祉政策課長** まさに仁木さんのところは先行事例で始めていただいている。

○**仁木** 他市ではそういう方がいたら、ケアプラに来ていただいている。

○**福祉政策課長** それぞれの包括や相談室で始まっているのかもしれない。

○**福祉政策課** 仁木さんから事前にいただいている意見で、特別養護老人ホーム及び認可有料老人ホームなどの住所地特例施設における市長申立てなども含めた成年後見支援のあり方というのはどんな内容か。

○**仁木** 無届け施設である。住所地特例だと全部を市が行って、どのような形で市長申立てや後見につながるかというのが、入り口の段階が受診も含めてどうするのかというところで、今、高齢福祉介護課の方と頭を悩ませている。市長申立ても、どっちがやるのかなどを含めてどうするか。

○**内嶋氏** 家裁は、どこの市がやろうが関係ないという発想なので、あとは、弁護士と住所地の自治体との綱引きにかかっていると考えていい。私は、それは実態があるところしかやるしかないだろうと申し上げている。ずっと前からの議論である。

○**仁木** 特養でも、どっちが申立てをするかというところで、費用の問題で。

○**桑** 私も後見をやっていた例はそうである。居住地は茅ヶ崎だが、2人とも障害だったので、障害のサービスは他市だったので、多くの書類提出を毎年やらなければいけない。

○**高齢福祉介護課** 悩ましいところである。昨年度末頃、神奈川県から生活保護受給者の市町村長申立てに係る取り扱いを平成25年度以降、継続検討事項としていることについて、最終的にその検討事項から除外するということがよいかという照会があり、いずれ最終的には除外され、あとは市町村間で調整、協議をしてくださいという方向になることが考えられる。

ただ、基本は実態のあるところ、もしくは援護の実施主体である市町村が行うことが基本線なので、生活保護の実施機関である市町村が申立てを行うのが望ましい形であると思われる。ただ、今回の件は非常に悩ましい。

○**福祉政策課** 資料裏面の利用促進法のところで、後見人への支援が求められるというのは、実際に関係機関が支援できる範囲等、これも大上段に構えて、後見人支援機能をやるというより、実際に今既に起きていることの延長線上と捉えている。三谷さんからは、特に親族後見人については、後見人になってからも相談できる場所、定期報告書作成支援が必要であるというお話がある。これは、このまま成年後見支援センターの機能は中核機関にそのまま移るということでもいいかと思うが、これにさらに付け足したいなど、それ以外のところでも何かあるか。

○**内嶋** 家裁が自分のところに来ていた相談機能を全部中核機関に任せたいという話がある。相当レベルが高い。最終目標としてそれをもくろんでいるところはある。

○**尾上** 後見をやっている者同士で話をすることによって、ガス抜きや、また頑張ろうと思えたりするので、そこに中核機関の方が専門的なアドバイスしてもいいし、交流しながらお茶会みたいなものでもいいのかと思う。

○**福祉政策課** それは居場所づくりでできるかと思う。

○**尾上** 親族後見人同士で話し合いできる場など。

○三谷 親族後見人を支援するという講演会をやって、親族後見人の方が実際にこんなことをやっているという実際の経験談をお話しして、親族後見の方に来ていただいたことはあるが、お願いしたが、話したくないという方が多かった印象は持った。自分のことはちょっとという方もいたので、そういう方が集まって、交流する場ができるのであればいいと思う。

○尾上 報告書の書き方講座もできている。自分のタイミングで来てみて、その後、茶話会でもやる。

○福祉政策課 それに関しても企画不発に終わったと思ったら、次、変えればいい。

○内嶋 問題がある。誰が親族後見人なのかこちらはわからないので、成年後見支援センターは相談に来られるからいいが、それ以外は、こっちで把握することはできないし、家裁は今の法律の整備状況では出せないと言われる。家裁は、自分のところに相談が来たものを、茅ヶ崎市は成年後見支援センターに行ってという誘導をするつもりでいるようである。そうすると個人情報の問題がクリアできるので。それはもう少し先の話になるかもしれない。

あと、親族後見人のレベルはバラバラなので、自分が後見人をやっていることすら忘れてる人がいる。

○小野田 勉強会の参加メンバーで、認知症家族の場合は、逆に行って参加するというのはあるのかなと思う。尾上先生のお茶会の話も、ピアカウンセリングや当事者の会のような、認知症の家族など、親族後見をやっている方で、実際に認知症であったり、重なることもあるので、そこをリンクさせるやり方もあるかなと思った。

○内嶋 親族後見の申し立て支援をされる場合に、個人情報を取得するときに、後ほど案内を差し上げるという個人情報の了解をもらっておいた上でリスト化する。その親族の後見人が選ばれたといたら、こっちでその情報をストックしておき、その人たちに一斉に通知を出し、こういう会を開くがどうかと言う。オープンな場だと辛いかもしれないので、継続的になった後も支えるので来てくださいというのを持って行って、一段プッシュする。

○三谷 こちらは、親族後見になった方は、これから先が大変なので教えます、継続的にやっていきますということを伝えているが、個人情報云々というのはお伝えしていない。

○内嶋 ダイレクトメールを出すときに、そこが引っかかってくるので、これをやっておけば、申立て支援の後アクセスができるので、そこをやっておくぐらいかなと。

○尾上 まだ、うちの父や母は被後見人ですというのをオープンにできるまで後見制度の理解がない。

○福祉政策課 その他、明日からでもできそうなことはないか。

○小野田 権利擁護支援の地域の関係者の気づきなど、そのあたりを工夫していくというのは、勉強会や地域ケア会議、ケアカンファレンスなど、既存の会議を活用し、中核機関ができたときにはそこに入っていき。そういうところから権利擁護支援の必要性を、支援者を含めて地域の人たちに理解してもらうというところが広報機能の底上げになっていくのかなと思う。そこから先の話かもしれないが、チーム支援でつながる話であるが、支援調整や、課題整備、受任調整シートなどを使い、コーディネートしていくところが重要になってくると思うので、課題はあって、それを気づきできたところで支援につながるなど、解決に結びつかないという不全感みたいなものは、コーディネートによる整理ができないところからくるところもあるかと思う。そういう調整機能を中核機関が担った上で、後見人や支援者、インフォーマルな支援者も含めて、役割分担をしていくことを整備していく。それも一つの後見人の支援機能なのかなと思う。チームで支援していくということで考えていくと、やることが多くて大変だと思うが、中核機関は重要な役割なのかと思う。そのコーディネート力や、アセスメント力も今の段階から広げていかないといけない。

例えば、アセスメントシート、実務の点で言うと、情報分析のシートを実際の会議の中での使用を繰

り返しやっていくことが必要で、つながっていくのではないかと思う。

他市では、チーム支援のモデルケースを選んでやっていくようになっているが、モデルに選ぶケースが少なく出なかったが、困難ケースというか、なかなか支援に結びつかない、本人の利用意思がない、行き詰まってしまうケースを取り上げて、モデルとして継続して支援できるような形でつくっていかうということに取りかかり始めたばかりなので、支援している側の不全感もないような形で周りを見せていくことが必要かと感じている。難しいケースは、解決していくというのは難しく、ケアマネも悩んでいるところもあって、キーパーソンが不在の方の支援方法は、支援と結びつけて、トータルで見てチームでやっていく。その前段階に何がやれるか。

○**福祉政策課長** そのあたりは、もう少しその議題に特化して皆さんから意見をいただいて、イメージをつくっていくことを次回以降できたら助かると思っているので、それはテーマを設定して、皆さんの意見を聞きたい。

○**福祉政策課** 次へ進める。事務連絡である。次回の研究会は、年度明けに設定すると思われる。勉強会も1月が3回目になるが、計画本体などもろもろのスケジュールの関係で、次回勉強会を年度初めに遅らせていただきたい。内容は練っておく。

第3回研究会の議題は終了となる。

○**大木** 僕らがやらなければいけないことは、茅ヶ崎市で地域ケアというか、チームをつくることである。だいぶできてきたが、僕の中心は認知症なので、あとは、初期集中、特に第一層の機能が、他の市はともかく、茅ヶ崎はそういう方針で徹してやっているの、それでいいと思う。初期集中の場に内嶋先生を呼んだのは大きい。その中でも、今回、午前中も、初期集中に上げてもいいようなものが上がってなかった。それがどこで判断をして初期集中に上げるかは、ケアマネジャーが持っていたりするので、フリーのケアマネジャーの教育が重要で、今日やったような教育、ケースで、認知症例をやって、ケースで助言者がやっているところをケアマネジャーが見ているが、ケアマネジャーの顔を見ても熱心な人ばかりである。勉強している人が集まっていて、実力がない人が勉強していないと、困ったときに、どこに相談していいかわかっていない。「これは後見だよ」と主治医が言えればいいが、そう言える主治医がいないと、どこに相談していいのかとなって、ケアマネジャーを拾うことも必要である。

あと、地域から上がってくるときに、住民の通報で苦情が市に上がって、対応しなければというので見つかるが、孤立している、2人暮らしの80歳のお父さんと息子40歳など、8050問題だったり、あとは、独居でシャットアウトしてしまうと、民生委員も入っていない。民生委員もシャットアウトされてしまうところを拾えないケースがあるとわかったの、それも拾ってくるのが重要である。

最近、包括の機能をやっていて、いきなり飛び込んでくる。どこか相談室に持って行って、誰かがネットを見ていて、遠い親族が連れてきたりするので、えらいケースが上がって、急いで、その日にうちのスタッフが包括に連絡して、これは後見を入れなければだめでしょというレベルまでいっているの、どこかが機能を果たさないと、これをやったらすぐつないでいける、後見だったら、誰に渡せば、後見の手続きを始めてもらえるということを同時進行でやらなければいけないので、多職種連携などは、茅ヶ崎だと初期集中、市、保健所でもやっているの、この一体感がやれている。そこを全部網羅して今やっているが、そこで統一感を持たせて、チームをつくることをより進めないといけない。みんなで考え、または、困ったら誰かに相談できる。誰がどこにどう相談するのかわからないが、こういうところに相談してごらんということをや。孤立して仕事をしないでやっていったほうが茅ヶ崎得だよというような、仕事をしている人たちもネットワークの中に入れていかなければいけないというのが今茅ヶ崎で感じていることである。

○**福祉政策課** 第3回研究会を終了する。

○閉会